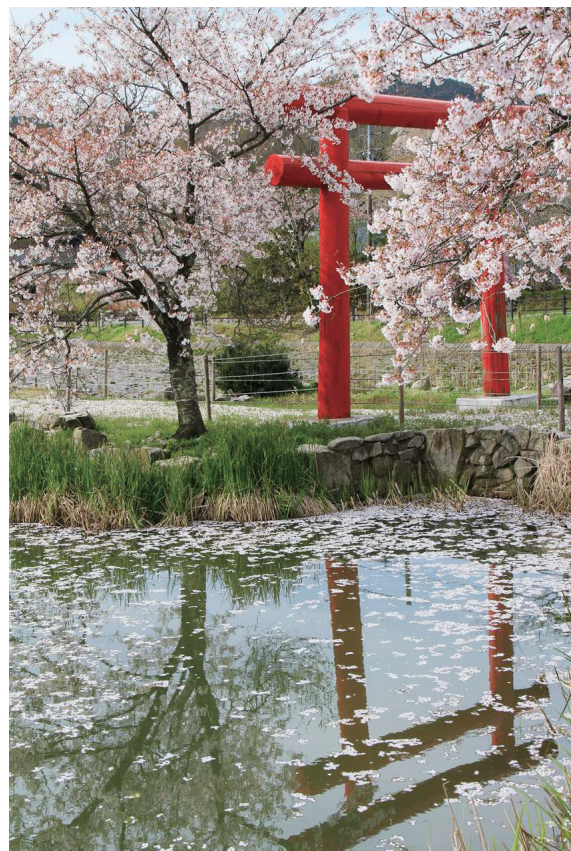


第2編

後期基本計画

- ◆ 第1章 快適で安全に住み続けられるまちづくり
- ◆ 第2章 誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり
- ◆ 第3章 人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり
- ◆ 第4章 人と仕事の活力みなぎるまちづくり
- ◆ 第5章 ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり
- ◆ 第6章 持続可能な健全行財政のまちづくり

◆越前大自慢写真コンテスト 入賞作品 (抜粋)



「参道に咲く」



「森林（もり）の主」

第2編

後期基本計画

第1章

快適で安全に住み続けられる まちづくり

第1節

住みやすいまちを演出する都市基盤・公共施設の充実

- 1-1-1. 道路網の整備
- 1-1-2. 憩いの場の整備
- 1-1-3. 水道の整備
- 1-1-4. 下水道等の整備
- 1-1-5. 情報通信基盤の整備
- 1-1-6. 適正な土地利用の推進
- 1-1-7. 宅地・住宅の整備
- 1-1-8. 総合的な空き家対策の推進
- 1-1-9. 公共交通の充実

第2節

くらしの安全確保

- 1-2-1. 災害の予防
- 1-2-2. 防災・救急体制の充実
- 1-2-3. 防犯対策の強化
- 1-2-4. 交通安全対策の充実

1-1-1. 道路網の整備

■現状と課題

●広域的な道路網の整備と充実

本町では、国道・主要地方道・一般県道を基本線として、東西・南北を基軸とする道路網が形成されています。しかし、主要地方道や町道においては、改良率が県平均に比べて低くなっており、物資の流通や町内外の観光連携、町内地域の連携などを図るため、町内の道路網のさらなる整備・充実が必要になっています。また、橋梁の長寿命化及び法面点検などの適切な維持・管理も必要になっています。

●町民と行政の協働による冬期の円滑な交通の確保

冬期の円滑な交通を確保するため、消雪設備の整備を図るとともに、歩道や生活道路における町民と行政との協働による除雪体制の構築が課題となっています。

●異常気象などに対応可能な除雪体制

除排雪対策への早急な対応を充実してほしいという要望が多くみられています。近年の地球温暖化に伴う気候変動が見られる中で、暖冬小雪年が増加する一方、豪雪年や局地的な豪雪が出現するなど、気候の年毎の変動幅が拡大しています。地域によって降雪特性が顕著に異なる事例や局地的豪雪事例が出現しており、雪対策への取組は重要かつ複雑化しています。また、道路除雪機械の老朽化やオペレーターの高齢化及びオペレーター不足も深刻な問題であり、結果的にサービスレベルの維持が困難となってきています。一方、除雪支援対象の要援護世帯は、今後も増加が予想されます。

▼道路延長などの現況（平成30年4月1日現在）

区分	国道	主要地方道	一般県道	町道	合計
路線数(本)	3	5	9	618	635
道路実延長(m)	45,130	34,992	38,145	358,249	476,516
改良済(m)	43,882	25,531	35,551	231,322	336,286
未改良(m)	1,248	9,461	2,594	126,927	140,230
改良率(%)	97.2	73.0	93.2	64.6	70.6
舗装率(%)	100.0	100.0	97.6	84.5	88.2
福井県全体の割合					
改良率(%)	90.6	86.3	73.2	72.3	74.2
舗装率(%)	98.6	96.8	93.9	92.0	92.8

(資料：福井県道路保全課 道路現況表)

■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 安全な通学路の確保に向けた取組や町道の整備については着実に推進してきました。一方、県道の改良工事については十分に進んでいない状況です。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 道路網の整備について、「満足・やや満足」との回答が43%、「不満・やや不満」との回答が53%となっており、満足度がやや低い状況となっています。
- 自由回答の中では、「除雪をきれいにしてほしい」「道路の整備が必要」「山道のガードレールの設置」などの意見がありました。



■ 施策の展開方針

① 道路網を強化し町内外の連携を支える

- 町内外の観光及び連携を強化するため、国道、主要地方道、県道の改良を促進します。
- 1.5車線の道路の整備など、地域住民の生活を支える町道の改良・維持管理を推進します。
- 橋梁の長寿命化に向けた調査・検討及び町道法面の安全確保のための点検・維持管理を推進します。

② 歩行者優先の道路整備を推進する

- 児童及び高齢者などが安心して歩行できるよう、歩行空間の充実を図ります。

③ 除雪体制を強化する

- 狭隘区間や自動車交通量の多い主要な道路における消雪施設の新設や、除雪車の計画的な更新とオペレーターの育成・確保を目指し、異常気象に対しても早急に対応可能な除雪体制の強化に努めます。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★ 国道の改良促進 ◇ 国道 305 号、国道 365 号及び国道 417 号の狭隘区間や危険箇所などの解消 ◇ 国道 365 号における消融雪装置の設置	—	●
★ 主要地方道・一般県道の改良促進 ◇ (主) 福井大森河野線、(主) 武生米ノ線、(主) 越前宮崎線、(一) 越前織田線などの狭隘区間や危険箇所などの解消 ◇ (主) 武生米ノ線や(一) 鯖江織田線、(一) 寺朝日線などの消融雪装置の設置促進	—	●
★ 町道の整備 ◇ 地域住民の要望に応じた道路改良、維持管理の実施 ◇ 冬期の交通安全の確保を図る消雪工事の実施	—	●
★ 除排雪対策の推進 ◇ 冬期歩行空間の確保に向けた沿道住民を含む除雪体制づくり ◇ 地域自治会などへの除雪支援体制づくり	●	●
★ 安全な通学路の確保 ◇ 国県道及び町道の歩道改良整備促進 ◇ 通学路における歩行空間の整備・充実	○	●
★ 消雪施設の新設 ◇ 除雪困難な狭隘区間や自動車交通量の多い主要な道路の消雪施設の新設	—	●

※ 施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業

※ 協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 町道の改良済み延長	225km	233.7km	247km	限られた財源の中で、改良箇所を精査して工事を進める。毎年、約 2 km の改良を実施
○ 消雪施設の新設	—	17,269m	19,000m	約 900m/箇所 (計画～完成 3年間)

1-1-2. 憩いの場の整備

■現状と課題

●豊かな自然を活かしたレクリエーション空間

町内には、都市公園や海浜公園、農村公園のほか、越前岬水仙ランドや越前陶芸村、悠久ロマンの杜、泰澄の杜などの海～山～里に至る豊かな自然を活かしたレクリエーション空間があります。このオープンスペースでは、室内での密を避け、住民に精神的及び肉体的な健康上のメリットを提供します。

●まちの賑わいの拠点となる憩いの空間の確保

朝日、宮崎、越前、織田の4地区において、それぞれの賑わいの中心となる憩いの空間を整備・充実していくとともに、町民との協働による維持管理体制を構築するなど、地域と密着し愛される小さな拠点施設の整備が望まれます。

●子どもの育成を支える身近で安全・安心な場の提供

町内の都市公園施設は経年劣化が進行し、安全性に問題が生じている場所もあります。子どもたちが地域の中で自由にのびのびと育つことができ、その環境がさらに次世代へ繋がるよう、身近な場所に、安全で安心して遊べる公園などの充実が求められます。

●町に彩りを与える緑化活動

本町は、量的な緑は充足していますが、これら豊かな緑空間の質を高めていくためにも、越前水仙をはじめとする彩りのある草花の植栽や民有地の緑化などを推進し、潤いのあるまちづくりを展開することが望まれます。

▼町内の都市公園・主な緑地（令和2年3月末日現在）

都 市 公 園				主 な 緑 地	
名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)	名 称	面積 (ha)
古墳公園	5.50	新庄第2公園	0.04	泰澄の杜	17.93
朝日中央公園	0.16	越前陶芸公園	11.80	海浜公園	0.91
朝日東部1号公園	0.85	櫻津児童公園	0.25	越前岬水仙ランド	5.71
朝日東部2号公園	0.30	江波児童公園	0.30	悠久ロマンの杜	10.00
朝日東部3号公園	0.08	織田中央公園	3.40		
西田中第1公園	0.02	不老山公園	4.00		
朝日第1公園	0.01	劔公園	2.20		
新庄第1公園	0.09	都市公園合計	29.00		

（資料：庁内担当課調べ）

■前期基本計画の実績と町民の評価

（1）前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 立地適正化計画に基づき、居住誘導区域として設定されている気比庄土地区画整理地内に公園を2箇所整備しました。また、老朽危険空き家の除却にあわせて、越前地区を中心に令和元年度までに29箇所のポケットパークを整備しました。

（2）町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 公園などの整備や緑化について、「満足・やや満足」との回答が50%、「不満・やや不満」との回答が37%となっており、これまでの取組が満足度の高さに反映されています。
- 自由回答の中では、「子供と思いっきり遊べる広場がほしい」「天王川河川敷にしば桜を植えて、河川を花でいっぱいにする」などの意見がみられます。



■ 施策の展開方針

① 既存都市公園施設の適正な維持管理

○ 既存都市公園施設の安全点検の実施と修繕及び定期的な更新に努めます。

② 土地利用方針に即した公園等の適正な配置

○ 立地適正化計画によるコンパクトなまちづくりのための公園等の整備等を進めます。

③ 空き家対策と連携した公園の整備

○ 安心して潤いのあるまちづくり事業により町が土地の寄附を受け、跡地を住民のために有効かつ適正な整備を行います。

④ 緑化活動を推進する

○ 森林や田畑などの豊かな緑空間と調和した町並みを形成するため、町民参画による緑化活動を推進します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★ 既存公園施設のグレードアップ ◇ 地域特性に応じた公園施設の充実 ◇ 老朽施設の更新、公園の多面的機能（防災機能など）の強化	○	●
★ 身近な公園の整備 ◇ 誰もが安心して利用できる公園の整備 ◇ 地域住民による維持管理に向けた取組の推進	○	●
★ 安心して潤いのあるまちづくり事業 ◇ 特定空き家等の除却跡地における適正なポケットパーク整備	—	●
★ 都市再生整備事業 ◇ 立地適正化計画に即した居住区域での公園整備	—	●
◆ 町民主体の緑化活動の推進 ◇ 緑化活動団体への支援	●	●

※ 施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
 ※ 協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H27)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 公園などの整備や緑化に関する町民の満足度	48%	50%	60%	町民意識調査結果より

第1章
快適で安全に住み続けられるまちづくり

第2章
誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり

第3章
人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

第4章
人と仕事の活力みなぎるまちづくり

第5章
ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり

第6章
持続可能な健全なまちづくり

1-1-3. 水道の整備

■現状と課題

●上水道及び簡易水道による給水の状況

本町では、上水道及び簡易水道により各戸へ給水を行っており、水道普及率は99.8%とほぼ全域で整備を終えています。

●災害に強く衛生的な水道水の安定供給へ

今後とも水源施設や老朽管の改修など水道施設の適正な維持管理を推進するとともに、集中豪雨等に備えた高濁度原水対策等、水源環境を踏まえた適切な対策が求められます。また、少雨化や降雨量の大幅な変動によって、渇水の影響を受けることも考えられるため、水源の確保に努め、災害に強く衛生的な水道水を安全かつ安定的に供給することが求められます。

●簡易水道の事業運営の適正化

簡易水道においては、小規模なものが多く、昨今の異常気象による原水の不足や水質悪化などの問題を抱えており、今後の維持管理コストの増大が懸念されます。そのため、老朽化した施設の更新や既存施設の統合ならびに有効利用・機能増強を図る必要があります。

●水道事業の人材確保と事業計画の実行

水道事業を支えるためには、組織体制を維持し、実務経験豊富な人材を確保しておく必要があります。また、水道が直面する課題に適切に対処していくために、町全体の水道事業ビジョンの策定や、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく必要があると考えています。

▼上水道・簡易水道の施設整備状況（令和2年3月末日現在）

給水地区	計画給水人口	給水人口
朝日・萩野地区	11,400	9,893

給水地区	計画給水人口	給水人口
宮崎地区	4,300	3,622
越前北部地区	4,200	2,775
厨地区	1,600	680
高佐・白浜地区	860	477
米ノ地区	950	423
午房ヶ平地区	120	5
六呂師地区	28	18
織田地区	4,305	3,275

(資料：庁内担当課調べ)

■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 平成25年度に宮崎地区、平成26年度に織田地区の水道台帳の電子化を実施しており、朝日地区・越前地区についても平成28年度に実施されました。また、平成27年度に宮崎地区、平成28年度に朝日地区および織田地区、平成30年度に越前地区において中央監視システムの更新を実施しました。
- 簡易水道の統合整備に向けて、令和元年度より越前北部の浄水場の工事に着手しました。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 水道の整備について、「満足・やや満足」との回答が72%、「不満・やや不満」との回答が13%となっており、高い水道普及率が満足度の高さに反映されています。
- 自由回答の中では、「水道料が高い」「水道事業を今のうちから計画保全が必要」などの意見がみられます。



■ 施策の展開方針

① 水道事業を改善し良質な水を供給する

- 水道事業の統合・再編の検討を行い、需要に対応した良質な水の安定的供給を図るとともに、施設の維持管理費などの抑制を図ります。
- 上水道及び簡易水道配水管の漏水を調査・修繕し、安定した水道水の供給を図ります。
- 表流水を水源とする水道施設においては、水源周辺環境を守ることが重要であることから、水源周辺用地の借上げなどによる水源の涵養を推進します。

② 節水意識の高揚を図る

- 全町的な節水意識の高揚を図るとともに、水道料金収納率の向上に向けた取組を推進します。

③ 水道事業ビジョンを策定する

- 水道事業上位計画策定（平成19年）から10年以上が経過していることから、現在の人口動態、使用水量を把握した水需要や既存施設能力（余力）を把握し、今後の安定した水供給等を目指すため、越前町全体の水道事業ビジョンを策定します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
◆簡易水道の統合整備 ◇越前北部浄水場・越前南部浄水場の統合	—	●
◆水道台帳の電子化 ◇平面図、制水弁の位置と状態、給水戸数などの適正管理	—	●
◆越前町水道ビジョン策定 ◇将来の水需要の検討 ◇公営企業会計移行や施設統廃合等を見据えた基本計画の策定	—	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業

※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○水道普及率 ※給水している人口の町内人口に対する割合	99.7%	99.8%	100%	普及率100%を目指す

1-1-4. 下水道等の整備

■現状と課題

●高い下水道の普及状況

本町では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水、小規模集合排水処理施設など、地域の実情にあわせた処理施設の整備により環境衛生の向上に努めており、下水道普及率は99.0%（平成30年度）と県内平均（91.5%）よりも高くなっています。

●人口減少と施設の老朽化に伴う下水道事業のあり方の検討

一方、人口減少傾向にある昨今、主要な自主財源である料金収入の減少が見込まれる中、朝日・宮崎・織田の3浄化センターがそれぞれ供用開始してから25年以上が経過し、年々処理施設の設備は老朽化してきており、機器の更新が必要不可欠な状況にあります。このことを踏まえ、今後の人口減少や維持管理コスト削減を見据えた下水道事業のあり方を検討する必要があります。

●下水道台帳の電子化の必要性

下水道施設の維持管理や災害時の情報収集なども踏まえて、下水道台帳の電子化は必要不可欠となっています。災害時における他の自治体との連携も見据え、早急な電子化が必要となっています。

▼下水道整備状況（令和2年4月1日現在）

処理区分	処理区数	処理区域内人口（人）	水洗化人口（人）	水洗化率（%）	処理区名	普及率（%）
公共下水道	2	10,316	9,935	96.3	朝日／織田	99.0
特定環境保全公共下水道	5	3,769	3,569	94.7	宮崎／宮崎東部／萩野／山中／上戸	
農業集落排水	10	2,787	2,665	95.6	上糸生／糸生中部／糸生東部／大畑／宮崎中部／宮崎西部／玉川／左右／六呂師／入尾・笈松	
漁業集落排水	2	4,137	3,326	80.4	越前北部／越前南部	

（資料：庁内担当課調べ）

■前期基本計画の実績と町民の評価

（1）前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 平成29年度に策定したストックマネジメント計画に基づき、朝日浄化センターの水処理施設及び汚水処理施設の機器更新等を実施しています。
- 平成29・30年度に朝日処理区及び宮崎・織田処理区の統廃合計画を策定しました。

（2）町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 下水道の整備について、「満足・やや満足」との回答が75%、「不満・やや不満」との回答が10%となっており、高い下水道普及率が満足度の高さに反映されています。



■ 施策の展開方針

① 計画的な下水道整備を推進する

- 既存の下水道処理施設については、ストックマネジメント計画の見直しを定期的実施し、改築・更新を図ります。
- 処理区域の統廃合を実施し、将来の維持管理に係るコスト削減を図ります。さらに、県内自治体と、広域化・共同化を進めることで維持管理経費の軽減に着手していきます。
- 下水処理に対する町民意識の高揚を図り、水洗化率の向上に努めます。

② 下水道事業の効率化を図る

- 下水道台帳の電子化などにより適正な管理を行い、健全で効率的な事業運営を図ります。
- 下水道料金収納率の向上に向けた取組を推進します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
◆ 下水道整備事業の推進 ◇公共下水道事業・集落排水事業における老朽施設の更新 ◇処理設備の高度化及びダウンサイジング化	—	●
◆ 下水道整備の推進 ◇朝日処理区、宮崎・織田処理区の統廃合計画に基づく下水処理区域の見直し及び下水処理施設の統合再編	—	●
◆ 下水道台帳の電子化 ◇平面図、管路断面、マンホールなどの詳細データの適正管理	—	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
 ※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○下水道水洗化率 ※水洗便所などの宅内排水設備を設置して使用している人口の処理区域内人口に対する割合	91.2%	92.8%	98.9%	福井県汚水処理施設整備構想の見直しに伴い算定した中期的整備計画に係る目標値
○下水道施設利用率	—	61%	65.6%	処理水量の割合

1-1-5. 情報通信基盤の整備

■現状と課題

●ケーブルテレビ施設の更新及び維持管理

ケーブルテレビ放送の安定供給を図り、地区ごとに情報通信格差が生まれないよう、町が所有するケーブルテレビ施設について更新・維持管理していく必要があります。また、朝日・宮崎地区と越前・織田地区で施設管理主体が異なっていることから、放送通信事業の効率化を図るため、一元管理に向けた検討を進める必要があります。

●電子申請システムの利用促進

本町では、平成19年3月より電子申請システムサービスを開始しています。今後は申請可能な手続きを増やすことで、さらなる利用を促進し、申請者の負担軽減や窓口業務の効率化を図っていく必要があります。

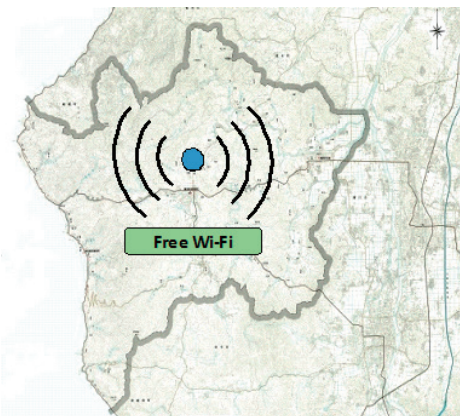
●無料公衆無線 LAN の整備

スマートフォンやタブレット端末などの普及、外国人観光客の増加などを背景に、公衆無線 LAN の需要が高まっています。公共施設等の Wi-Fi 環境整備は概ね完了していますが、今後、北陸新幹線の県内延伸などを見据えた観光立町の実現や企業誘致、産業創出、人材誘致への取組、快適で安全に住み続けられる町を目指して、国内外からの交流人口の増大やテレワークを実施しやすい環境の整備、災害時における情報通信基盤の強化を図るため、引き続き誰もが使いやすい無料公衆無線 LAN を整備していく必要があります。

▼電子申請可能な申請・手続き一覧

No.	名称
1	越前町ふるさと再生寄附申請書
2	介護保険被保険者証再交付申請
3	介護保険料納付済額証明書交付申請
4	犬の死亡届
5	犬の登録事項変更届
6	居宅サービス計画作成依頼(変更)届
7	住民票の写し交付申請(行政書士権請求)
8	要介護・要支援(新規・更新)申請書
9	要介護・要支援認定区分変更申請書
10	保育所入所申込書
11	児童手当の受給資格及び児童手当の額についての認定の請求
12	児童手当の額の改定の請求及び届出
13	児童手当等の氏名変更/住所変更等の届出
14	児童手当等の受給事由消滅の届出
15	未支払の児童手当等請求書
16	児童手当等に係る寄附の申出書
17	児童手当等に係る寄附変更等の申出
18	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出
19	受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出
20	妊娠届出書(母子健康手帳交付申請書)
21	越前町職員採用候補者試験申込
22	集団検診申込書

▼無料公衆無線 LAN エリアの拡大



■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

●町内の観光施設や防災拠点施設に無料公衆無線 LAN を整備しています。平成28年度に「防災等に資する Wi-Fi 環境の整備計画」を策定しており、平成30年度末に町が管理する全24施設に整備が完了しました。

(2) 町民の評価 (令和元年度町民意識調査結果より)

●情報通信基盤の整備について、「満足・やや満足」との回答が46%、「不満・やや不満」との回答が30%となっています。

施策の展開方針

①情報通信基盤の整備・充実を図る

- 町全域で 4K・8K 放送の視聴及び光インターネットサービスの利用ができるよう、ケーブルテレビ施設の更新・維持管理に努めます。
- 町全域で携帯電話が使用できるよう、移動通信用施設の整備を促進します。
- 観光地や防災拠点などにおける無料公衆無線 LAN の整備を推進し、町民や来町者の情報収集などの利便性を高めます。

施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★公共施設無料公衆無線 LAN の整備 ◇町内の観光施設や防災拠点施設に無料公衆無線 LAN を整備するため、関係各課と協議・調整のうえ、整備計画を策定	—	●
◆電子申請可能な手続きの充実 ◇関係各課との調整を進め、受付可能な手続きを拡充	—	●
◆ケーブルテレビ施設の更新整備 ◇4K・8K 放送及び光インターネットサービスに対応したケーブルテレビ施設の更新・維持管理	—	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業

※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○電子申請可能な手続き数	12	22	50	近隣市町の受付可能手続き数
○4K・8K 放送視聴及び光インターネットサービス提供カバー率	—	55%	100%	—

1-1-6. 適正な土地利用の推進

■現状と課題

●海・山・里に恵まれた農山漁村型の土地利用

本町の土地は、住宅や商工業地などの都市的土地利用が7.0%と少ない一方、農地・森林・水面などの自然的利用が84.9%を占める農山漁村型の利用形態となっています。

●人口減少を見据えた土地利用方針の必要性

本町では、農林水産業従事者の高齢化や後継者不足などにより森林や農地の荒廃、遊休農地の増加などがみられます。

一方、市街地においては、中心部に空き地が増え、住宅地の人口密度が低下傾向にあります。また、地元商店の衰退、中小企業の廃業や大規模工場の撤退などの問題が顕在化しています。

現在、本町では都市計画マスタープランや立地適正化計画を策定しており、その中で将来的な土地利用方針を明確化することで、今後の人口減少を見据えたコンパクトかつ町民の生活利便性を考慮した土地利用を誘導していくことが課題となります。

●美しいふるさと景観の形成

本町には、越前海岸をはじめ、江波地区に代表される切妻・白漆喰の町並みや歴史深い織田劔神社の門前町、せせらぎや里山など、失われつつある日本のふるさとの原風景が今も残っています。今後、自然環境を基調とした景観資源に対する町民の誇りを醸成し、町民とともに美しいふるさとの景観を守り、磨き上げていくことが望まれます。

▼地目別土地利用面積の変化

		H25：面積（割合）	H27：面積（割合）	増減：H25-H27
自然的土地利用	農地	1,416ha (9.3%)	1,417ha (9.3%)	△1ha
	森林	11,383ha (74.4%)	11,383ha (74.3%)	0ha
	水面	192ha (1.3%)	192ha (1.3%)	0ha
都市的土地利用	道路	562ha (3.7%)	554ha (3.6%)	8ha
	住宅地	303ha (2.0%)	303ha (2.0%)	0ha
	商工業地	214ha (1.4%)	214ha (1.4%)	0ha
その他	その他	1,226ha (8.0%)	1,251ha (8.2%)	△25ha
計	計	15,297ha (100.0%)	15,315ha (100.0%)	△18ha

（資料：福井県の土地利用と土地対策）

■前期基本計画の実績と町民の評価

（1）前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 空き家だった古民家を活用した「くまカフェ」において、京都外国語大学の学生と西三区自治協議会協働による地域活性化イベントを開催しています。〈人口（令和2年4月現在）：熊谷36、古屋53、増谷18、計107人〉。
- 平成29年3月に、コンパクトなまちづくりを目指す「越前町立地適正化計画」を策定しました。

（2）町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 適正な土地利用の推進について、「満足・やや満足」との回答が28%、「不満・やや不満」との回答が39%となっています。また、回答者の32%が「わからない」と回答しており、町民には成果が見えにくい状況となっていることがうかがえます。
- 自由回答の中では、「耕作放棄地を利用できないか」「越前町に移り住んでもらうために使わなくなった土地や工場などを壊して新しい店を作る」などの意見がみられます。



■ 施策の展開方針

① 将来における人口減少とさらなる高齢化を見据えた適正なまちづくりの推進

○立地適正化計画による居住誘導や地域間交通に関する計画に基づき、居住区域の生活環境向上のためのインフラ再整備や拠点施設の誘致を行いコンパクトなまちづくりを推進します。

② 快適な暮らしの確保のための適正な土地利用と個性豊かなまちづくりの推進

○用途地域の見直し等による居住区域と商業地、工業用地等の適正な配置を推進するとともに、景観条例に基づき、海・山・里の自然環境や伝統的民家が建ち並ぶ町並みをはじめとした美しいふるさとの景観保全に努めます。

③ 空き家の有効利用による地域の担い手育成

○県の事業や国の地方創生推進交付金を活用し、空き家・空き施設を有効に利用します。また、「くまカフェ」の事例のように、若者を巻き込むことで、地域の活性化や担い手の育成に繋がります。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
◆ 将来的な土地利用方針の明確化 ◇ 「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」に基づき、都市計画区域の再編・見直し、将来土地利用方針の検討、地域別まちづくり方針の明確化を推進	○	●
★ 都市再生整備計画事業 ◇ 立地適正化計画に即したコンパクトなまちづくり ◇ 生活環境整備及び地域の特性を活かした環境整備	○	●
★ 福井ふるさと茶屋整備支援事業 ◇ 地域の「つながり力」を活かし、古民家などを活用して住民が寄り合う場所、地元農産物などの販売所及び学生のフィールドワークを行う場所など、地域の拠点施設を整備	○	●
◆ 景観保全活動の促進 ◇ 景観計画に即した景観まちづくりの推進 ◇ 景観形成に関する講演会などの開催 ◇ 町民・企業・行政の連携による景観形成推進体制の構築	○	●
★ 既存施設を活用した地域活動の推進 ◇ 空き家や有効活用されていない公共施設等を活用した住民主体の地域活動の推進	●	○
◆ 都市計画見直し事業 ◇ 都市計画道路の見直し検討 ◇ 用途地域の見直し検討	—	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 福井ふるさと茶屋整備支援事業による対象区域の人口維持	119人 (H27.4.1)	107人	100人	地域の交流・活性化を図り、5年後は現状維持、10年後は人口推計結果の減少率の1/2と仮定して算出
○ 既存施設を活用してコミュニティ活動を実施する集落数	—	3集落	5集落	—
○ 居住誘導区域内人口	—	3,953人	4,200人	朝日、宮崎、織田の各居住誘導区域における居住人口

1-1-7. 宅地・住宅の整備

■現状と課題

●農地の宅地化と中心市街地の空洞化

農業の担い手不足や相続対策などで近郊部農地の宅地化が進行する一方で、大規模土地所有者が所有する住宅地の住宅解体・借地返還が目立つようになり、古くから住宅が密集していた中心部に空き地が増え空洞化に拍車がかかっています。

●移住・定住に向けた住環境の整備

一方、本格的な人口減少に備え、「第2期越前町総合戦略」に基づき、若者をはじめとする UIJ ターン者の定住促進や多世帯の同居・近居の促進に向けて、まちなかの未利用地の居住に向けた再開発や、特色ある良好な自然環境を活かした宅地の供給などの受け皿づくりのほか、住宅の取得・改修に係る支援が求められます。

●多様な町営住宅の供給と老朽化への対応

町内には、14 団地、213 戸の町営住宅がありますが、現在の生活スタイルやエコ社会に適応した設備を備えた住宅の供給が求められています。また、一部の町営住宅では老朽化が進んでいることから、住宅基本計画の方針に基づく用途廃止や建替えを検討する必要があります。さらに、長寿命化計画に基づき、既存住宅の長寿命化を図る必要があります。

▼町営住宅一覧（令和2年4月1日現在）

地区名	団地数	戸数（戸）
朝日地区	5	110
宮崎地区	4	42
織田地区	5	61
合計	14	213

（資料：庁内担当課調べ）

▼町造成宅地一覧（令和2年4月1日現在）

地区名	団地数	区画数
朝日地区	19	530
宮崎地区	3	117
越前地区	1	26
織田地区	4	133
合計	27	806

（資料：庁内担当課調べ）

■前期基本計画町民の評価

（1）前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 気比庄土地区画整理事業によって新たに宅地が造成され、全 35 区画が令和元年度に完売しました。また、多世帯同居・近居のための住宅リフォームや取得に関する支援にも取り組んでおり、平成 28～令和元年にかけて、同居で 15 件、近居で 30 件に対して支援しました。
- 町営住宅長寿命化推進事業として、長寿命化計画に基づき、町営住宅を計画的に改修しました。

（2）町民の評価（令和元年度民意調査結果より）

- 宅地・住宅の整備について、「満足・やや満足」との回答が 34%、「不満・やや不満」との回答が 31%となっています。また、回答者の 35%が「わからない」と回答しており、町民には成果が見えにくい状況となっていることがうかがえます。
- 自由回答の中では、「若い人が移住しやすい町づくりをすべき」「住宅建設やリフォームなどへの補助金を増やす」などの意見がみられます。

■ 施策の展開方針

① 中心市街地の空洞化対策の促進

○大規模土地所有者に対し、中心市街地の空洞化防止に対する理解の促進と協力要請を行います。

② 地域の高齢化を予防し活力の維持・向上を図るための若者の定住促進

○多世帯の同居及び近居のための住宅リフォームや取得に関する支援を推進します。

③ 町営住宅事業の健全な運営と空き家の利活用に資する既存住宅の長寿命化と住宅管理戸数の適正化

○既存の町営住宅について、計画的な改修による長寿命化を推進します。また、老朽化した住宅の解体撤去や借地の返還を推進します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★多世帯同居・近居住まい推進事業 ◇多世帯同居のための住宅リフォーム支援 ◇多世帯近居に繋がる住宅取得支援	—	●
◆町営住宅長寿命化推進事業 ◇長寿命化計画に基づく町営住宅の計画的な改修	—	●
◆町営住宅合理化推進事業 ◇老朽化した木造及び簡易耐火住宅の解体工事 ◇借地の返還に伴う土地調査業務など	—	●
★移住者用住宅事業 ◇移住者の定住に向けた町営住宅の目的外使用（公営住宅地域対応活用制度を活用）	—	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
 ※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○民間小規模宅地造成数	—	19 区画	45 区画	民間による年間約5区画の空き地を利用した宅地造成を目指す
○移住者用住宅入居者退居後の定住数	—	—	3 世帯	移住者用住宅入居者が退居後に町内に定住した世帯数

1-1-8. 総合的な空き家対策の推進

■現状と課題

●全国的な空き家対策の動向

平成30年住宅・土地統計調査によると、全国の空き家数は約849万戸であり、平成25年に比べ29万戸増加、総住宅数に占める空き家率は13.6%と上昇傾向にあります。人口減少や少子高齢化などにより、空き家数は増加の一途をたどっており、適正管理されない空き家が、防災・衛生・景観などの生活環境に影響を及ぼすという社会問題が起きています。

国においては、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、特定空き家等に対する助言・指導、勧告、命令、代執行等が可能となりました。

●本町における空き家の状況

令和元年度空き家実態調査によると、町内の空き家は773棟で、地区別にみると越前地区の空き家が396棟と多くなっています。そのうち、利用可能と思われる空き家は591棟、今後適正な管理・解体が必要な空き家は182棟存在しています。

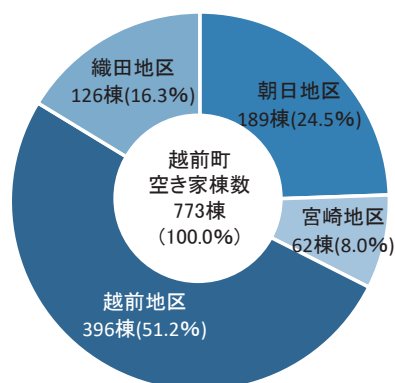
空き家所有者への意向調査では、空き家の今後の活用方法として、「売却したい」、「賃貸したい」と考えている回答者は45人で21%（45/216）を占めています。

●空き家対策の推進に向けて

「越前町人口ビジョン（改訂版）」及び「第2期越前町総合戦略」に掲げた人口減少対策を実行していくため、移住希望者の住居の確保や利用可能な空き家の流通促進を図っていくことが不可欠であり、既存の空き家情報バンクなどの施策を周知・充実していく必要があります。

また、平成28年に「越前町地域ぐるみによる空き家等対策の推進に関する条例」を制定、平成29年には、「越前町空き家等対策計画」を策定しました。実施体制を構築するなど、空き家対策を総合的かつ計画的に実施していく必要があります。

▼本町における地区別空き家数（令和元年度）



（資料：庁内担当課調べ）

■前期基本計画の実績と町民の評価

（1）前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 空き家対策等を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年に「越前町空き家等対策計画」を策定しました。
- 寄附による特定空き家等の除却及び跡地へのポケットパーク整備を進めてきました。一方で、自治会による公園管理の継続が困難などの課題も出てきています。

（2）町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 総合的な空き家対策の推進について、「満足・やや満足」との回答が17%、「不満・やや不満」との回答が49%となっており、満足度が低い状況となっています。
- 自由回答の中では、「空き家対策として農地付きの宅地の供給や空き家の改修助成を考えたらいい」「越前町をたくさんPRして空き家を無くしてほしい」などの意見がみられます。

■ 施策の展開方針

① 空き家等に関する対策の充実

- 空き家等対策の総合的・計画的な実施と、さまざまな事例に対応するため専門家や関係職員などによる実施体制の構築を図ります。
- 空き家所有者に対して適正管理に関する意識啓発を図ります。また、老朽危険空き家の除却に対する費用の一部を助成することで、除却促進を図ります。

② 空き家の流通促進を図る

- 空き家所有者への空き家情報バンク登録制度の周知と登録促進を図ります。
- 若年層や移住者に対する空き家の購入・改修補助、農地付き空き家の利用促進や情報提供の充実により空き家の流通促進と地域の活性化を図ります。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★ 空き家等対策の推進 ◇ 空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施	—	●
★ 安心して潤いのあるまちづくり事業 ◇ 特定空き家等の除却跡地における適正なポケットパーク整備	—	●
★ 空き家情報バンク登録促進事業 ◇ 空き家情報バンクの登録促進及び制度の周知 ◇ 空き家相談会及び空き家セミナーの実施 ◇ 空き家利用希望者と所有者とのマッチング事業の実施	○	●
★ 空き家購入・リフォーム補助事業 ◇ 登録物件の購入・リフォームに対する助成対象の拡充	—	●
★ 空き家等を活用した地域活動支援事業 ◇ 登録物件を活用した地域貢献活動に対する改修費の補助	○	●
★ 空き家除却支援事業 ◇ 所有者等が老朽危険空き家等を解体する除却費用の一部を補助	—	●

※ 施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
※ 協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 空き家情報バンク延べ登録者数	2 件	59 件	80 件	空き家所有者意向調査で、バンクに登録したいと思っている所有者の数
○ 移住者・子育て世帯空き家購入・リフォーム補助を受け定住した世帯数	—	2 世帯	8 世帯	補助件数 (計画期間 (第1期・第2期) ごとの累積数)
○ 空き家情報バンク登録物件成約数	—	31 件	40 件	購入補助・リフォーム補助 (各2件/年)
○ 地域活動に資する空き家改修数	—	1 件	2 件	改修補助件数 (計画期間 (第1期・第2期) ごとの累積数)
○ 所有者による空き家除却数	—	16 件	30 件	老朽危険空き家等の除却数 (計画期間 (第1期・第2期) ごとの累積数)

1-1-9. 公共交通の充実

■現状と課題

●公共交通をとりまく全国的な動向

人口減少や少子・高齢化などの社会情勢の中、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が平成26年5月に改正されました。この法律では、将来にわたって持続可能な地域公共交通網を構築し、地域の活力を維持し、コンパクトなまちづくりの実現、観光振興施策との連携による人の交流の活発化などが目標として掲げられており、各自治体で地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画を策定し、地域の公共交通ネットワークを再編していくことが全国的な流れとなっています。

●本町における公共交通の現状

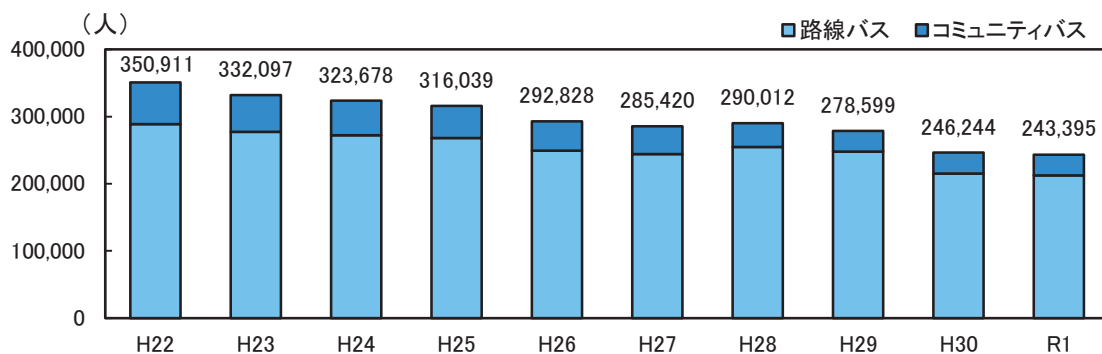
本町では、町民の“足”として、町内を路線バス（福鉄・京福）及びコミュニティバス「フレンドリー号」が運行しています。しかし、平成18年に運行を開始した際は年間6万人が利用していましたが、令和元年度では半減している状況です。利用者数の減少に伴って運賃収入も減少しています。今後さらなる人口減少に伴い、利用者数の減少と運行費用の増大が進むものと想定されます。

コミュニティバスのエリアカバー率は100%となっていますが、路線バスを含む公共交通の利便性は町内でも差があり、特に越前地区及び宮崎地区での町民満足度が低くなっています。

●新たな地域公共交通の仕組みづくりに向けて

今後、町民や来町者の移動を支える便利な公共交通を確保していくため、平成27年度に改定した「第三次越前町地域公共交通計画」の方針に則り、行政と地元住民、交通事業者などが一丸となって新たな地域公共交通の仕組みづくりを進めることが求められます。

▼路線バス・コミュニティバスの利用者数の推移



(資料：庁内担当課調べ)

■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 路線バスにおいて運賃補助や通学補助を導入し、利用拡大に努めており、制度利用者は増加傾向にあります。また、町の基幹公共交通である路線バス（福鉄・京福）は、町民の生活の足として必要な移動手段であるため、支援補助を継続し路線の維持・確保に努めています。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 公共交通の利便性について、「満足・やや満足」との回答が21%、「不満・やや不満」との回答が61%となっています。
- 自由回答の中では、「市町間のコミュニティバスの連携などにより広域移動を可能にしてほしい」「バスは高齢者にとっての唯一の移動手段であるため、これからも存続してほしい」などの意見がみられます。

■ 施策の展開方針

① 町内外を移動できる交通手段のネットワーク化を図る

- 本町の基幹公共交通である路線バスにおいては、路線の維持・確保に努める一方、町民ニーズに応じた運行経路の見直しや便数の充実に努めます。
- 路線バスとコミュニティバスとの乗り継ぎダイヤの調整、乗り継ぎ拠点の見直しなど、路線バス・コミュニティバスの連携・共存による合理化を図ります。また、バス車両を小型化して経費を下げることや、コミュニティバスからデマンドタクシーへの方針転換も必要と考えています。
- コミュニティバスのうち利用が低迷している経路及びダイヤについては、利用率向上のための効率化を図ります。
- 隣接市と連携を図り、鉄道・路線バス・コミュニティバスの効率的な運行体系を検討します。

② 誰もが利用しやすいバス利用環境をつくる

- 長距離の移動に公共交通が不可欠である高齢者ならびに小中学生・高校生に対して、金銭的負担を低減する助成制度の維持・充実を図ります。
- バス待ち環境を向上するため、集落が自ら行うバス待合所の整備に対する支援を行います。

③ 住民と行政の協働により公共交通の活性化を図る

- 児童から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした意識啓発により、町民自ら利用したくなるような環境づくり・意識づくりを構築し、地域活動における公共交通利用のPRと商業・観光と連携を図り、公共交通の利用を促進します。
- 地域に必要な交通は地域自らが守り育てるという観点に基づき、地域主体の自主運行型公共交通など、新たな地域公共交通の仕組みづくりに向けた検討を、官民連携のもと行います。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★新たな公共交通の仕組みづくり ◇コミュニティバスと路線バスを総合的に捉えた新しい運行形態への移行	●	●
★高校生通学助成事業 ◇通学支援制度の実施 ◇保護者の経済的負担軽減による定住促進	○	●
★生活交通路線維持支援事業 ◇町民の足である路線バス運行支援と路線の維持・確保	○	●
★路線バス利用促進事業 ◇路線バス事業者の運賃収入を確保 ◇国庫補助路線の維持のための適切な運賃補助の実施	●	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
 ※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○コミュニティバス1便あたりの利用者数(定時定路線)	6.4 人/便	4.6 人/便	7.0 人/便	コミュニティバス定時定路線の全ルート の年間利用者数/年間運行回数
○コミュニティバス1便あたりの利用者数(デマンド)	2.9 人/便	2.0 人/便	3.5 人/便	コミュニティバス、デマンドタクシーの全 ルートの年間利用者数/年間運行回数
○越前町通学支援補助制度の効果に対する町民意識の割合	—	61%	70%	町民意識調査における通学支援制度の人口 減少対策への効果が「ある」と答えた割合
○集落カバー率	100%	100%	100%	路線バス、コミュニティバス、デマンドタ クシーを合わせたカバー率
○公共交通利用者数	29.3 万人/年	24.3 万人/年	23.0 万人/年	京福バス・福鉄バス、コミュニティバスの 年間利用者数の合計
○公共交通の利便性に対する町民の満足度	31% (H27年度)	21%	45%	町民意識調査における「満足」「やや満足」 の合計割合

1-2-1. 災害の予防

■現状と課題

●本町における自然災害対策の状況

本町は、山林が町域の75%を占めており、特に越前地区では急峻な地形が連なり、落石や土砂崩壊などの自然災害の危険性が高く、現在まで様々な防災事業を推進してきました。また、土砂災害の危険性がある地域は土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定し、継続的に対策事業を推進しています。しかし、土砂災害や落石は現在も発生しており、法面保護施設や防護柵などの既存施設の老朽化も問題となってきています。

●災害に備えた危険対策の推進

近年の異常気象により集中豪雨が多発する傾向にあり、土砂災害や河川の氾濫に対する治山・砂防・治水の重要性は高まる一方です。今後も土砂災害対策や河川改修を推進するとともに、自助・共助・公助の役割分担も考慮し、災害に対して安全な社会の形成を図るため、従前からの水害、土砂災害、越波災害についての対策を点検し、見直し強化していく必要があります。

●過疎化の進行への対応

本町では、特に越前地区に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が多数見受けられます。平成26年度に住民説明会を実施し、町内全域において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が整えられましたが、特別警戒区域においては建築制限があり、新築および増築の支障となる可能性があります。この措置は地域住民の安全・安心を確保することを目的としていますが、越前地区の過疎化を助長する可能性も懸念されます。

▼主な災害履歴

発生年月日	種類	主な被害状況
平成18年豪雪	大雪	負傷者2名、 住家一部損壊11棟 非住家一部損壊12棟
平成18年7月18日～ 19日	大雨	床下浸水1棟
平成29年10月23日～ 24日	台風 7号	負傷者1名、 家屋半壊1件、一部損壊9件
平成30年豪雪	大雪	負傷者3名、 非住家全壊37棟 住家一部損壊11棟 非住家一部損壊5棟
平成30年7月5日～ 7日	台風 21号	家屋一部損壊4件、 床上浸水3件、床下浸水6件

(資料：庁内担当課調べ)

▼危険箇所などの指定状況

名称	概要
急傾斜地崩壊危険区域	56箇所、142.53ha
地すべり防止区域指定地	1箇所、13.00ha
土砂災害警戒区域指定地	997箇所
土砂災害特別警戒区域指定地	919箇所
砂防指定地	68箇所、525.71ha
海岸保全区域	2,472m
農地海岸保全区域	336m
漁港海岸保全区域	4,994m
水防区域	織田川：3.0km 和田川：10.6km 天王川：7.8km
雪崩危険箇所	94箇所
山地災害危険箇所	165箇所

(資料：庁内担当課調べ)

■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 一級河川天王川の河川改修工事や、点検結果に基づいた沿道の法面保護、老朽化法面保護の改修工事などに取り組みました。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 災害の予防対策について、「満足・やや満足」との回答が41%、「不満・やや不満」との回答が40%となっています。
- 自由回答の中では、「自然災害に対する予防対策を充実させてほしい」などの意見がみられます。

■ 施策の展開方針

① 水害・土砂災害対策を推進する

- 異常気象による集中豪雨などの被害を最小限度に抑えるため、河川改修・砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業など水害・土砂災害対策を推進します。
- 土砂災害特別警戒区域における住宅の建て替えに対し、支援や代替地の斡旋（空き家の有効活用）により人口流出を防ぐ取組を検討します。

② 沿岸地域の安全を確保する

- 津波、高潮、波浪による海岸浸食などの危機に対し、沿岸地域の住民の安全を確保するため、海岸保全事業（護岸整備・越波対策など）を推進します。

③ 自助・共助による自主避難体制を確立する

- リアルタイム情報を把握・活用し、ハザードマップによる避難経路・避難場所を地域住民が共有することによって、災害に対する人的被害を最小限に抑える啓発活動を推進します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★河川改修事業の推進 ◇一級河川天王川（市姫橋～徳万橋上流部）の河川改修の推進	○	●
★急傾斜地崩壊対策事業の促進 ◇老朽化した急傾斜施設の点検及び改修促進	○	●
◆砂防事業の推進 ◇砂防指定地の事業推進および早期認可要望	○	●
★道路防災事業の促進 ◇沿道の法面保護、老朽化法面保護の改修	○	●
◆海岸保全事業の促進 ◇茂原海岸部分の新規離岸堤の整備	○	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○天王川改修に伴う環境護岸整備延長	1.0km	1.33km	2.0km	天王川改修事業（第2期）の総延長2.0km
○海岸保全整備延長	—	0.0km	0.3km	県が整備した厨・大浜海岸局部改良に引き続き、茂原海岸部分の新規離岸堤整備

1-2-2. 防災・救急体制の充実

■現状と課題

●災害を想定した危機管理体制の整備

近年、地震や水害などの自然災害が全国各地で発生していることに加え、福井県でも平成30年2月豪雪が発生しており、今後も発生が懸念される大規模自然災害も想定した危機管理体制の整備が重要課題となっています。

●地域が一体となった防災体制づくり

本町においても総合防災訓練の実施や備蓄物資の整備、地元の自主防災組織などを中心とした地域レベルでの防災活動などを推進しており、町民の防災に対する意識が少しずつ高まっています。今後とも地域ぐるみの防災・消防体制の強化が必要となっています。

●総合的な防災危機管理体制の強化

地域防災計画に基づき、消防・救急体制や情報伝達体制をはじめ、要支援者や観光客にも配慮した避難体制など、総合的な危機管理体制を強化するとともに、災害時における地域や企業、近隣自治体との協力関係を密にし、災害時の円滑な対応が求められます。

●防災行政無線の適切な整備

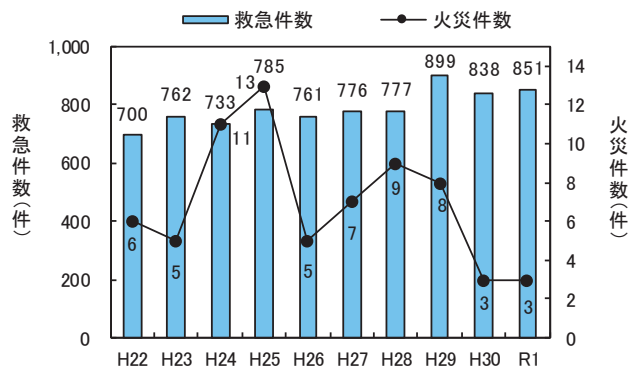
防災行政無線については、平成29年度に朝日地区系統の整備は完了していますが、越前地区については国の無線設備規則が改正され、令和4年度をもって旧規格である同電波は発射できなくなるため、早急に施設の更新が必要となっています。

▼自主防災組織（平成27年4月1日現在）

地区名	組織数
朝日地区	地区防災組織 27 団体
宮崎地区	地区防災組織 5 団体
越前地区	地区防災組織 12 団体
織田地区	地区防災組織 18 団体
計	62 団体

（資料：庁内担当課調べ）

▼火災・救急件数の推移



（資料：鯖江・丹生消防組合火災・救急・救助統計より）

■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- 避難所となる学校施設の耐震工事はほぼ終了しており、各避難所の全て（町内12校）に防災備蓄倉庫を設置しています。また、備蓄物資（食料・飲料水）も、防災計画に基づき一定量を確保しています。
- 防火水槽や消防ポンプ車といった消防防災設備については、更新時期に沿って随時、鯖江丹生消防組合と協議し計画的に整備しています。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 防災・救急体制について、「満足・やや満足」との回答が55%、「不満・やや不満」との回答が30%となっています。
- 自由回答の中では、「防災無線を災害などの緊急時のみとしてほしい」などの意見がみられます。



■ 施策の展開方針

① 地域防災力の向上を図る

- 自主防災組織の新規設立を推進するとともに、既成組織に対する育成支援を行い、自主防災組織の質的強化を図ります。
- 地域の防災リーダー育成のため、防災士養成研修などの受講に対する支援を行います。また、現在、本町には約 100 名の防災士がいるため、越前町防災士ネットワークを設立することにより、「自助・共助・協働」を原則とする防災士の理念の実現とさらなるスキルアップを目指します。
- 避難所における長時間の停電を想定した非常用発電機の整備を推進します。
- 地域防災計画や各種ハザードマップ・避難マニュアル等を利用し、災害時の避難施設、避難経路などを地域住民に広く知らせ、災害に対する備えの強化を図ります。
- 防災行政無線については、旧規格の電波である越前地区の防災行政無線を令和 4 年までに更新し、全町的な危機管理体制を強化します。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
★ 自主防災組織の育成支援 ◇ 自主防災組織の設立、育成 ◇ 町内の防災士によるネットワークの構築	●	○
◆ 防災行政無線の整備・運用 ◇ 越前地区の防災行政無線の整備	○	●
◆ 避難所の整備・充実 ◇ 避難所の耐震化 ◇ 備蓄物資（食料、飲料水など）の確保、災害対策用備品の整備	—	●
◆ ハザードマップの周知・活用 ◇ 洪水時における浸水想定区域、災害時避難経路の周知（ハザードマップの修正を行い、関係区域へ全戸配布し、町ホームページにより周知）	○	●
★ 災害時における対策の明確化 ◇ 地域防災計画の改訂 ◇ 各種ハザードマップの更新	○	●
◆ 消防・救急施設の整備・充実 ◇ 鯖江・丹生消防組合と協議しながら、防火水槽・消防ポンプ車を適切な更新時期に計画的に整備	○	●
★ 防災士の育成支援	●	○

※ 施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業
 ※ 協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 自主防災組織数	56 団体	62 団体	120 団体	町内ほぼ全域での自主防災組織の設立を目指す
○ 個別受信機の設置率	—	76%	100%	個別受信機の全戸設置
○ 防災士数	—	104 人	160 人	避難所運営のため、小学校区あたり 20 人以上の防災士の確保を目指す

第1章
快適で安全に住み続けられるまちづくり

第2章
誰もが健康で暮らしやすさを実現できるまちづくり

第3章
人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

第4章
人と仕事の活力みなぎるまちづくり

第5章
ふるさと個性を活かし交流を育むまちづくり

第6章
持続可能な健全な行政のまちづくり

1-2-3. 防犯対策の強化

■現状と課題

●町内犯罪件数の推移

本町の刑法犯罪発生件数は、平成22年から平成26年はおよそ80件前後の件数で推移していましたが、平成27年以降はおよそ40件前後と半分程度になっています。これは、地域住民や防犯団体などの地道なパトロール活動や防犯教室を通じた意識の向上によるところが大きいと思われます。

●地域防犯体制の強化

本町の刑法犯罪の傾向としては、犯罪が多様化しており、高齢者を狙った特殊詐欺や子どもへの声かけ事案も発生しています。防犯講習や犯罪情報の共有により、地域ぐるみの防犯体制を強化していく必要があります。

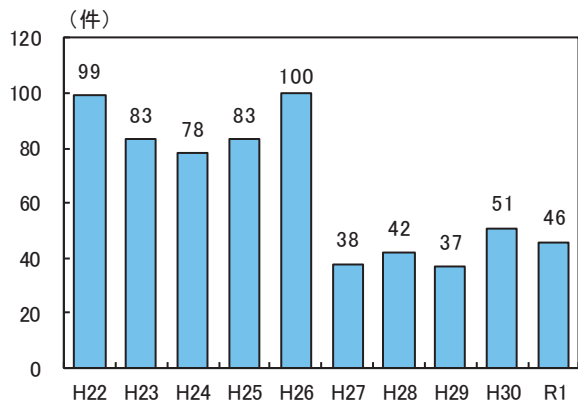
●防犯団体の連携と組織力の強化

各種防犯団体の核となる警察官連絡協議会については、旧4町村それぞれにおいて設立された連絡協議会が、依然としてそれぞれの名称で活動を行っています。今後はこれらを一本化して組織力の強化を図り、様々な形態の犯罪に対応する体制を構築する必要があります。

●沿岸警備体制の強化

沿岸域における密航者の上陸や密貿易を未然に防止するため、関係機関との連携や地域住民の通報体制の確立などにより、沿岸警備を強化していくことが求められます。

▼刑法犯罪発生件数の推移



(資料：鯖江警察署)

▼防犯隊による夜間パトロール



■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

●これまで同様、警察などの関係機関と連携し、防犯パトロールや安全教室などを継続的に実施しています。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

●防犯対策について、「満足・やや満足」との回答が42%、「不満・やや不満」との回答が34%となっています。

●自由回答の中では、「防犯カメラを設置してほしい」などの意見がみられます。



■ 施策の展開方針

① 地域ぐるみの防犯体制を強化する

- 地域住民や警察などの関係機関との連携により、地域ぐるみの防犯体制を強化します。特に、子どもや女性、高齢者を犯罪から守るための対策や、犯罪に強い町づくりのための施策を展開します。
- 沿岸域における密入国などを防止するため、関係機関や地域住民との連携により、沿岸警備体制を強化します。

② 防犯意識の高揚を図る

- 防犯教室の開催や広報えちぜん、ホームページによる犯罪情報の周知などにより、町民の防犯意識の啓発を図ります。また、地域の実情に応じた防犯灯の設置を推進するなど、きめ細かな防犯対策を講じます。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
◆ 自主防犯団体の育成支援・活動促進 ◇ 地域住民による防犯団体の支援 ◇ 沿岸域における地域住民の通報体制・沿岸警備体制の強化	●	○
◆ 防犯教室の開催 ◇ 地域ぐるみでの防犯意識の高揚、防犯活動の活発化（地域パトロールや交付活動の充実）	●	○
◆ 防犯灯の増設 ◇ 地域の実情に応じた防犯灯の設置（地区要望により基準を満たす箇所において防犯灯を設置）	○	●
◆ 防犯対策の推進 ◇ 自主防犯団体の支援・活動促進 ◇ 各連絡協議会の一元化により組織力の強化 ◇ 通学路等に防犯カメラの設置 ◇ 特殊詐欺などの犯罪から高齢者を守るための対策の推進	●	●

※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○ 町内における刑法犯罪発生件数	100 件/年	46 件/年	50 件/年	刑法犯罪発生件数の最低値

第1章
快適で安全に住み続けられるまちづくり

第2章
誰もが健康で暮らしやすさを実感できるまちづくり

第3章
人が輝き豊かな心が満ちあふれるまちづくり

第4章
人と仕事の活力みなぎるまちづくり

第5章
ふるさとの個性を活かし交流を育むまちづくり

第6章
持続可能な健全な行政のまちづくり

1-2-4. 交通安全対策の充実

■現状と課題

●町内における交通事故発生状況の改善

町内における人身事故発生件数については、計画当初（平成26年）と比較して約半数に減っており着実に目標を達成することができました。また、町内の交通事故による死者数についても、1人となっており、ほぼ目標値に到達しています。

これらは、交通安全教室や交通安全イベントなどの啓発活動を、継続的に着実にやってきた成果と考えられますが、高齢者による事故が増加傾向にあるため、内容等を吟味しながら今後も継続していく必要があります。

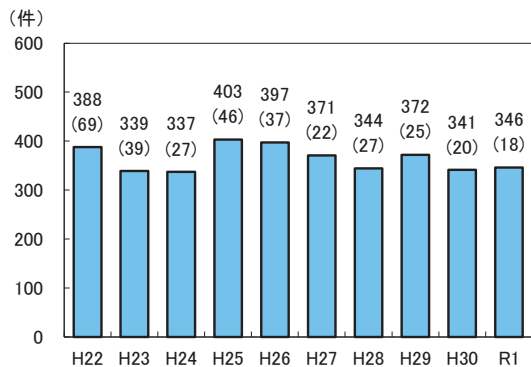
●交通安全施設の整備

交通安全施設の整備については、区長要望等により信号機や区画線の設置、街路灯の設置など多数ありますが、所管警察署で整備する事案と町で整備する事案が住み分けされており、特に所管警察署においては、整備基準が厳格に設けられていることや鯖江市を含めた優先順位などにより、早期の実現が困難な状態にあります。

●身近な交通安全対策の充実

これまでも本町では、交通指導員による街頭指導や交通安全茶屋を実施し、意識の啓発に努めてきました。今後も、町民の主体的な参画に基づき、地域ぐるみによる交通安全対策を充実していくことが求められます。

▼交通事故件数の推移



※交通事故件数は人身事故件数と物損事故件数の合計。
なお、()内の数値は人身事故件数を表す。

▼交通事故死傷者数の推移

	H27	H28	H29	H30	R1
死者数	1	1	3	0	1
負傷者数	24	27	26	21	27

(資料：交通事故統計より)

▼交通安全茶屋



■前期基本計画の実績と町民の評価

(1) 前期基本計画に基づく施策・事業の主な実績

- これまで同様、警察などの関係機関と連携し、交通安全施設の整備や交通安全活動を継続的に実施しています。

(2) 町民の評価（令和元年度町民意識調査結果より）

- 交通安全対策について、「満足・やや満足」との回答が53%、「不満・やや不満」との回答が31%となっています。
- 自由回答の中では、「高齢者による危険運転を防ぐため、免許返納のメリットを増やす」、「車を運転する人のマナーが悪い」などの意見がみられます。

■ 施策の展開方針

① 地域の実情に応じた交通安全対策を実施する

- 誰もが安心して歩行できる交通安全社会の形成を目指し、道路交通環境の整備を推進します。
- 地域住民や交通安全協会、警察などとの連携により、危険箇所の把握に努め、地域の実情に応じた人にやさしい交通安全対策を推進します。

② 交通安全活動を推進する

- 町民はもとより、観光客などの来訪者も対象にした交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図るための交通安全活動を推進します。
- 交通安全に関する広報やイベントを実施し、交通安全意識の啓発を図ります。

■ 施策・事業

施策・事業	協働体制	
	町民	行政
◆交通安全教室・交通安全イベントの実施 ◇交通安全大会や体験・実践型イベントの開催 ◇高齢者・子どもを対象とした交通安全教室の開催 ◇高齢運転者の交通事故防止を目的とした教室の開催	○	●
◆交通安全意識の啓発 ◇広報等を活用した交通安全教室に関する情報の周知 ◇町民や来訪者を対象とした交通マナーアップ運動の推進	○	●

※施策・事業：「★」はリーディングプロジェクト関連事業

※協働体制：「●」は主体、「○」は支援・連携

■ 目標指標

指標内容	当初値 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R7)	目標値の考え方
○町内における人身事故発生件数	37人/年	18人/年	15人/年	令和元年12月末実績以下に抑制することを旨とする
○町内における交通事故による死者数	1人/年	1人/年	0人/年	交通死亡事故ゼロを目指す

◆越前大自慢写真コンテスト 入賞作品（抜粋）



「雨ニモ負ケズサク花」



「快走」